

市職員の懲戒処分について

令和8年5月29日付で下記のとおり懲戒処分を行いました。

- 1 被処分者 健康福祉部 主事
- 2 処分事由 生活保護に係る遺留金の流用
※根拠法令
地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
- 3 処分内容 減給（10分の1）6か月
- 4 事案概要 被処分者は、令和7年11月、生活保護受給者から生活保護費の入った財布を紛失したとの相談を受けた際、法令上の権限なく、健康福祉部内で保管していた他者の遺留物件から現金3万円を流用し、当該受給者に次回生活保護費支給日までの生活費として渡した。
なお、流用した金品は、全額回収済みである。